

第四十三回 参議院 地方行政委員会 會議録 第二十五号

昭和三十八年六月四日(火曜日)
午前十時四十五分開会

委員の異動

五月三十一日

青田源太郎君

藤野 繁雄君

六月三日

村上 義一君

石谷 憲男君

出席者は左の通り。

理事

小林 武治君

西郷吉之助君

市川 房枝君

委員

北口 龍徳君

上林 忠次君

沢田 一精君

館 哲二君

秋山 長造君

鈴木 壽君

國務大臣

自治大臣 篠田 弘作君

政府委員

自治政務次官 藤田 義光君

自治省行政局長 佐久間 彊君

自治省財政局長 奥野 誠亮君

事務局側

常任委員 鈴木 武君

会専門員 鈴木 武君

説明員

自治省財政局長 吉瀬 宏君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石谷憲男君) ただいまから

地方行政委員会を開会いたします。

初めに理事の補欠互選についてお諮りいたします。

去る五月二十三日の委員の異動に伴いまして理事に欠員が生じておりますので、この際その補欠互選を行ないたいと存じます。前例により、互選の方法は省略いたしまして、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、さよう取り運ぶことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石谷憲男君) 御異議ないと認めます。それでは委員長から市川房枝君を理事に指名いたします。

○委員長(石谷憲男君) 地方自治法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。篠田自治大臣。

○國務大臣(篠田弘作君) ただいま議題となりました地方自治法等の一部を改正する法律案につきまして、その提

案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東京府市を合体して東京都制が制定されて以来、都は府県の事務のほか、特別区の存する区域においては、原則として、市の事務をもあわせ行なうものとされており、東京への人口及び産業の過度集中が進むにつれて、都行政は質量ともにいよいよ複雑かつ膨大となり、一つの経営体としての円滑かつ能率的な運営が期せられなくなり、首都として、また大都市としてその機能を十分に果たすことができない状態になっております。この法律案は、このような都行政の現状を改善するため、昨年十月、地方制度調査会から提出されました「首都制度当面の改革に関する答申」の趣旨にのっとり、都と特別区との間において、その事務及び税源の合理的な配分をはかることと、当該事務の処理について都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を促進し、あわせて特別区の議会の議員の定数の制限に関する規定の整備を行なうとするものであります。

以下、改正法律案の内容の主要な事項につきまして御説明申し上げます。

第一に、都と特別区との間における事務の配分について、都が、その負担を軽くし、総合的な企画立案、大規模な建設事業、特別区及び市町村の連絡調整等、重要な事務に専念できるようにするため、都が処理している事務のうち一般の市に属する事務は、できるだけこれを特別区に移譲することによ

り、その合理化をはかることといたしたのであります。

この法律案によつて新たに特別区へ移譲されることになる事務のおもなるものは、その一、福祉事務所の設置、生活保護、児童福祉、老人福祉、行旅病人及び行旅死亡人の取り扱い等社会福祉に関する事務、二、保健所及び優生保護相談所の施設の管理並びに伝染病予防、結核予防、トラホーム予防、寄生虫病予防等保健衛生に関する事務、三、清掃に関する事務、四、小規模な都市計画事業、土地区画整理事業及び防災建築街区造成事業、五、建築基準行政に関する事務の一部等であり

ます。

第二に、特別区の議会の議員の定数の制限を、六十人と定めることとしたのであります。

第三に、都から特別区への事務の移譲に伴い、特別区の存する区域において、都と特別区及び特別区相互間における事務処理の連絡調整をはかるため、都区協議会を設けることとし、事務委任条例、特別区調整条例、都区財政調整条例の制定にあつては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聞かなければならないこととしたのであります。

第四に、都と特別区との間における財政源の配分について、現行の都区間の財政調整制度を維持しながら、都から特別区へ事務の移譲により新たに特別区が処理することとなる事務に要する経費の財源を特別区に与えることと、特別区の財政面における自主性を

一そう強化するため、市町村民税個人分、電気ガス税、たばこ消費税等固定資産税及び市町村民税法人分を除く市町村税を特別区税として新たに法定することといたしたのであります。

以上が、この法律案を提案する理由及び法律案の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(石谷憲男君) 本案についての質疑は、後日に譲ります。

○委員長(石谷憲男君) 次に、地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

前回までに説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言を願います。

○沢田一精君 地方公営企業法の一部を改正する法律案について若干お尋ねをいたしたいと思います。まあ今回の改正案自体はたいして問題点もないかと思ひますが、この際、地方公営企業につきましての基本的な問題についてお尋ねをいたすわけでございます。

まず第一に、お伺いしたいと思ひますことは、地方公営企業の範囲と申しますか、これについてお伺いをいたします。前からさういう規定があるわけでございますが、「病院、市場その他地方公共団体の経営する企業のうち政令で定める事業」というふうな規定があるわけでございますが、現在のところ、政令で定める事業というものが

については、どういふものをさしておられるのか、あるいはお考えになつておられるのか、御説明いただきたい。

○説明員(吉瀬宏君) 現在のところ、政令で定める事業といたしましては、現在の地方財政法施行令第十二条二項にあつてゐるような事業——病院とか、と畜場とか、あるいは公共下水道事業とか、その他いわゆる準公営事業と考えられる事業を予定してあります。

○沢田一精君 従来は、地方財政法の六条、あるいはそれを受けての施行令の十二条の規定といふものと、公営企業法の規定と、若干食い違つた面があつたのではなかつたかと思つたのでございます。従来の規定では、そういう食い違つた規定を公営企業法と財政法の間でうたつておられたが、何か理由があるわけですか。

○説明員(吉瀬宏君) この従前の規定と今度の規定につきましては、今度の地方公営企業法の規定の改正で、地方公営企業法の適用を受けるような企業につきましては、こちらのほうで規定して参るといふことで、その間、地方財政法のほうにおきましても特別会計を設けて行なう。それからいわゆる独立採算の規定を設けるといふような規制をいたしてゐるわけでございますが、その間の区分をここではつきりするといふことで、今度のこの改正で地方財政法の第六条の改正規定を設けた、こういうことにいたしてゐるわけでございます。

○沢田一精君 それでは今回の改正によつて、地方公営企業なるものの種類と範囲と申しますか、そういうものは

公営企業法上も、あるいは財政法上も一応統一されたかと、こういうふうな解釈してよろしいと思つておられますか。

○説明員(吉瀬宏君) そういう場合に解釈してよろしいかと思つておられます。

○沢田一精君 その点はわかりました。問題は、今回の改正で取り上げておられますように、地方公営企業といふものを基本的にとりいふに理解をし、そしてその理解の上で立つて育成強化をはかつていくかといふことですが、今後の問題だろふと思つたわけなんです。私は特にここでお尋ねしたいと思つておられます。地方公営企業の中で、特に同じような種類の私企業との関連において、若干、自治省の御見解をただしたいと思つたわけなんです。地方公営企業といふものの基本的な考え方、これは自治省御当局ではどういふふうに御理解なさつておられるか、一応お伺いしたいと思つておられます。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方公営企業の範囲は、住民の考え方によつて、広狭いろいろの差が出てきておられるわけなんです。基本的には自由経済をとつてゐるわけでございますので、自由競争の建前で運営できるものはなるだけ民営が望ましい。そうじゃなしに、独占的な性格を持つ企業につきましては、むしろ住民が公営でやりたいという場合には、私たちはそれに必要な援助をしていくべき性格のものであろう、こういうふうな考え方があるわけなんです。

○沢田一精君 たとえば戦後の経済的な空白時代と申しますか、いろいろな客観情勢が健全な私企業発展というものを阻害する。そういうような場合に

に、一種の補完的な作用として公営企業といふものが取り上げられる、それはそれなりに一つの意義があるのではなからうかと思つておられますか、あるいはまた、特に公共目的に沿つた事業であるといふような企業でござい

ますれば、公営企業としての存在価値があると思つたわけなんです。ただ、だんだんこころいふに経済が安定し、正常化して参りました現在においては、むしろ公営企業といふものは、今、局長から御説明がありましたように、縮小される方向に進むべきではなからうか。こういうふうな考え方もあるわけなんです。その辺についてはいかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 基本的にはお説のようなことだろふと思つておられます。ただ現在、地方公共団体が積極的に地域開発を行なつていく、あるいは住民の所得増大に向かつて努力していくという傾向が顕著になっておられます。そういう際に、本来なら自由競争を建前として行なわれるべき企業なんだけれども、なかなかそういう意味の資本投下がない。そういう場合にはむしろさしあたり公共団体として積極的に資本投下をして、やがてそういう産業が発達していくような基礎を作つていくといふようなことも、あり得るわけでございます。若干の例を申し上げますと、東北のある都市で、そ

こでできます陶土が関西方面に送られていった。企業化はされていなくなつた。そこで市が出資をいたしまして、タイルの工場を設置したことがございました。これは民営で行なわれたわけでございますが、そういうものを、あ

る場合には公営で行なつてお

ところもございしますが、そういうことあり得るのではなからうか。あるいは観光開発のために積極的に公営で宿泊施設を設けていくといふようなことも、例外的にそういう意味であり得ると思つたわけでございます。しかしそういうものが、その地方においてそういう産業として成り立つていくためには、あえて公営でやることは避けたほうがいいんじゃないか、こういうふう

に思つておられるわけでございます。基本的にはお説に同感でございます。

○沢田一精君 大體のお考えはわかつたわけなんです。今、局長からもお話がありましたように、地域開発といふような面において、非常に効果があるといふような場合には、これは積極的にやつていくべきだろふと思つておられます。たとえば東京都内におきますバス事業であるとか、あるいは電車の事業であるとか、こういった他の民間の私企業といふものが相当活発な運営をされておる。そういうところにおいて

も、同種の企業をあえて公営企業として存続していかなければならぬかといふ問題は、これは非常に将来の問題としてお考えいただく必要があるのではなからうかと思つたわけです。逆に申しますならば、むしろわれわれは一般的な考え方としては、公営企業は公営企業としてのやはり弱点があるのではなからうか。むしろ企業としての危険と損害、あるいは公共団体の財政面への

圧迫といふような点があるといふと出てきておる向きがあるのではなからうかと思つたわけですが、そういう点について将来の方針として、どういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 交通事業を例におあげになつたわけでございますが、交通事業については純然たる公共企業とはわたりたつておられないわけでございます。料金などにつきましては民営の場合におきましても認可制をとつておられるわけでございます。交通事業になつて参りますと、都内を例にとりまして、バス事業があり、軌道事業があり地下鉄事業があり、将来さらにモノレールその他のものも出てくるだろふと思つたわけでございます。これはばらばらに経営されるべきものでなしに、私たちとしては一体として考えていくべきではなからうかと思つたわけでございます。一体として考える場合には、少なくとも地下鉄事業といふものは、これはもう独占企業であつて、並行的に地下鉄線を建設していくことはあり得ないと、こう考へるのでございます。そういうことをいろいろ考へて参りますと、簡単に民営がいいと私たちは言えないと思つておられます。ことに都市経営と一体として考えていくべきである交通事業は、将来都市をどういふふうにもつていくか、それと一体として考えていくべきじゃなからうか、こういうふうな考え方をいたしておられるわけでございます。住宅をどの方面にもつていくか、それに合せて路線をどういふふうにかつていくか、あるいは交通が非常に幅廣してきた場合には、路面電車は必ず、迂回させる、あるいは停留所の場所を

変える、いろいろな意味で都市経営と一体としてやつていかなければならぬわけでございます。単純に民営がいいという結論はとて出せないので、ただ経営を今のよう

に

に

な姿に置かないで、むしろ交通事業を統合して特殊な法人を設置したほうがいいんじゃないかならうか、こういう答申も事実あるわけでございまして、そういう方向をいろいろ考えていかなければならない、単純に民営がいいということ、私は交通事業については言いかねるんじゃないかならうか、こういう考え方をいたしておるわけでございませう。

○沢田一精君 繰り返すようでございませうが、公営企業というものは、いわゆる地方公共団体の一般的な行政作用とはおのずから異なる種類の作用と申しますか、仕事であると思われませんか、これはやはり事業的な活動であつて、一般行政作用とは別個な経済的な活動を主体にした仕事であらうと思われませんか。結論的に申しますと、これは私の考え方ですが、やはり地方公共団体が営む公営企業というものは、公共目的に沿つた企業であるとか、あるいは一般の私企業においては達成できないような、何と申しますか、好ましからぬ競争関係が生じないということを原則とした一定の限界があるのが、公営企業ではなからうかと思われませんか、そういう点については局長は、どういふふうに御理解なさつておられますでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 従来の観念で言います行政活動の範囲に公営企業が入らない、これは私は同感であります。しかしながら、行政活動という言葉ではなしに、地方団体の活動範囲という事で考えて参りますと、だんだん地方団体の活動範囲というものは広がつてきておるんじゃないかならうかというふうに思つておられます。ことに

今日、福祉国家を建設するのだということを書いておるわけでございまして、住民の生活を安定させ、さらにそれを向上させていくというようなことも、公共団体の重要な任務になつてきていると思つておられます。したがって今までなら、水道がなくてもそれでよかつたかも知れませんが、今日では水道が十分でないということ、公共団体の活動が怠慢だということ、公共団体の生活をもつていかなければならぬ、そのためにはガス事業を公共団体の事業として取り上げていくというようなことも出てくると思つておられます。私は、時代とともに地方公共団体の活動というものは大きく変遷していき、また変遷の過程にあるというように考え方をいたしておるものでございませう。権力作用の範囲に属さない、これは当然のことだと思つておられます。権力作用の範囲に属さない、これは意味で地方公共団体の活動範囲というものは、ほとんど変わつてきているんじゃないかならうかと思つておられます。

その次に、一般の私企業では達成できない面について地方公共団体が積極的に取り上げていくべきだ、これも同感でございませう。ただ一般の私企業について、いろいろ規制を加えていかなければならない、あるいはまた、業務命令を出していかなければならない。そういうものがだんだん強まつてきますと、結局、公営でやつたほうが手つと早い、こういうような問題にもなりかねないわけでございまして、その間に若干ニュアンスの違い、ものの考え方も違つておるわけでもございませう。今交通事業が一つの例に上つたわけでございませうけれども、都市間を結ぶ交通事業と都市の内部において住民の足のかわりになつておる交通事業と、私は性格はかなり違つておると、こう考えておるわけでもございませう。一般の私企業につきまして、規制をだんだん強化していき、業務命令を出していき、むしろ公営でやつていくというような姿になつていく性格の企業が相当あるんじゃないかならうか、こういう考え方を持っておるわけでございませう。

○沢田一精君 今、局長の御答弁の中に、だんだん経済の発展に即応して地方公共団体の活動範囲、活動分野というものが広がつていくのが、当然であるというふうにお話があつたかと思つておられますが、私は先ほどから申し上げておられますように、終戦後の経済界が非常に混乱した状況にあるし、また住民の福祉という面からして何らか地方公共団体が補完的な仕事をやつていく必要がある、そういう時代には公営企業の存在価値は非常に大きくクローズアップされるのじゃないかならうかと思つておられますが、こういうふうな場合に、むしろやはり、できるだけ私企業にまかせて、そうして公共団体は一般行政作用にその十全を期するというのが、本来の姿ではなからうかと思つておられます。しかも今回の改正で見ますように、地方公営企業というものが財政的にかなり地方公共団体の一般的な行政作用というものを圧迫するということになりませうれば、公共団体として

のあり方というものについて、むしろ本末転倒のような姿が将来だんだん出てくるのじゃないかならうか、やはり地方公営企業というものについては、その範囲というものにおのずから限界があるべきではなからうか、かように思つておられますが、いかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) いろいろ伺つておられますと、少し私の述べたおりに思つておられます。私は、地方公共団体の活動分野が広がつていく、これを公営企業のものに例をとつて申し上げますと、たとえば戦後特に地方公共団体が工業用水の供給を積極的にやり出して参つておられます。今までは企業自身が自分で工業用水を確保しておつたわけでございませうが、それを特定企業だけに多く企業に工業用水を供給するというところから、地方公共団体が積極的に工業用水道の経営を始め参つておられます。またあるいは企業が用地を確保する、そういう工業用地の造成ということも、地方公共団体が積極的にやつて参つておられます。と同時に、臨海工業地帯を作り出す場合には、倉庫でありますとか荷役設備でありますとか、そういうような港湾施設設備も積極的に企業的に地方公共団体というものがやるようになって参つておるわけでありませう。そういう意味において地方団体の企業的な活動の範囲も広がつておると、こう申し上げておるわけでありませう。既存の企業、その範囲の中に地方公共団体が割り込んでいく形において地方公共団体の活動範囲が広がつていくのだ、こういうことは私は一つも申し上げておるつもりではないのであります。積

極的に経済発展をねらつて、それを促進させるような方向において地方公共団体がその活動範囲を広げていく、これは私は今後もおそろしく盛んに行なわれるべきではなからうかと、こう考えておるわけでありませう。同時に、そのこと自身は間違ではないんじゃないかならうかと、こう思つておるものでございませう。

○沢田一精君 今の局長の御答弁は、一応私もわかるわけなんです、もう一つの問題——私が先ほど来申し上げておられますのは、やはり公営企業というものを公共団体が取り上げて参ります際には、その公共団体の能力に対して適正な状況でなければならぬのじゃないか、公営企業をどんどん積極的にに行なうことによつて一般的な行政作用に支障を来たすと申しますか、本来の任務の遂行を阻害するということ、これがあつてはならないと思つておられます。どうも今までの地方公営企業の運営の実態を見ますと、財政的にも、あるいはそのほかの面におきましても相当負担になつておる向きがあるのじゃないか、そういう意味からしての限界というものを、どういふふうにお考へになつておるのか、その点についてはお答えがなかつたように思つておられますが、いかがでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在の公営企業の実態についての見方に、あるいは食ひ違ひがあるのじゃないかと思つておられますけれども、私たちは地方公営企業の中でかなり苦しい運営をしておるの、一つは交通事業、一つは病院事業、こう考えておるわけでありませう。それ以外につきましては、特に一般的にある企業について地方団体

に若千ニュアンスの違い、ものの考え方も違つておるわけでもございませう。今交通事業が一つの例に上つたわけでございませうけれども、都市間を結ぶ交通事業と都市の内部において住民の足のかわりになつておる交通事業と、私は性格はかなり違つておると、こう考えておるわけでもございませう。一般の私企業につきまして、規制をだんだん強化していき、業務命令を出していき、むしろ公営でやつていくという性格の企業が相当あるんじゃないかならうか、こういう考え方を持っておるわけでございませう。

が運営に困難を来たしておるといふようなことはないのであるかと、こう思っております。この二つについては、それぞれ特殊な事情があるわけでありまして、今の姿から見て、これは公営に置き換える必要はないかといふふうには私たちが考えていないのであります。ただ抽象的な言い方で恐縮でございますが、本来の行政作用に支障を来たすようなことをやってはならないと、こうおっしゃる、その行政作用から将来だんだんと地方団体の活動範囲が広がっていくのじゃないかという基本的な考え方が抜けないのであります。たとえは金融の面についても地方団体が積極的な役割を果たしておられますのは、これは御承知のとおり信用協会に出資をいたしますとか、さらに中小企業の金融を円滑ならしめる努力をしてきておられます。だんだんといわゆる権力作用から自治活動に向かつて、地方公共団体の活動が行なわれてきておるのじゃないかと、こう考えられるわけでありまして、ただ繰り返して申し上げますように、地方公共団体が、民営の競争企業として円滑に行なわれておるところに進んで足を入れていくというところは、これは当然避けるべきだと思ひます。ただ、本来の行政活動に支障を来たすようなことをやってはならないといふことを、そのままに、その言葉のとおりにはちよつと私には受け取りにくい感じを抱くわけでありまして、

○沢田一精君 ただいま局長の御答弁の中にありましたように、交通事業と病院事業についてはどうも経営的に問題があるというふうなお話なんです。これは一カ月はかり前におそらく

お出しになったと思ひますが、「地方公営企業再建整備措置要領」といふものを地方に流しておられるのじゃないかと思ひます。その中にはやはり業種によりましては相当に不良債務があり、そのために再建整備措置要領というものを、この際まとめて、地方に連をされ、何とかひとつ地方公営企業の再建整備をやつていこうという熱意をお持ちになつておられると思ひますが、現在までの、先ほど局長の御答弁では、交通事業と病院事業といふものが特に悪いようにおっしゃいましたけれども、大体のところではよろしゅうございまして、どういふ状況になつておつて、そうして今後自治省とされはどうかという方針で再建整備をはかろうと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 三十六年度、地方公営企業法の適用になつておる企業の数、そのうち、赤字を出している企業を申し上げますと、交通事業が八十四事業のうち六十事業でございまして、それから病院事業は六十七事業のうち二十九事業でございまして、このうち状況を申し上げますと、今のようないふことを申し上げたわけでありまして、なぜこうなつておられるかといふことは、どちらか人件費が経費の中で非常に大きな割合を占めておられる、病院事業では五〇%、バス事業では六〇%でございまして、もちろん企業によりましてこの比率も相当大きな開きがございまして、しかし、とにかく現在ではそういう比率になつておられるわけでございます。公営企業でございまして、当該団体の公務員の給与に右へならえして給与改定をし、また地方公務員は國家

公務員の給与に右へならえしてやつておられる。給与改定が行なわれると診療報酬の改定等が行なわれるかといふこと、必ずしもそうなつていないのでありまして、そのズレがそのような結果を招いておると、こう思つておられるわけでありまして、しかしながら、そういうことになれば、やむを得ない事情があつたにせよ、それをそのままにしておいて、これでいいのだといふことになつては困る。そういうふうなことから再建整備を積極的にやらせよう、やる限りにおいては國も大いに協力をしなければならぬというところで、考へて参りましたのが、今御指摘になりました措置の考へ方でございます。

○沢田一精君 特に病院と交通事業について赤字が多い、しかもそれは人件費の高騰による、こういうふうな御説明でございますが、今までの累積した赤字といふものは何らかの措置を、政府あるいは当該地方団体でやることに参りまして一応解消はできるかもしれません。そういう年々赤字を出していくといふことになりまして、その根源を断たなければやはり今後同じように赤字の累積を繰り返して、しかもそれに対して地方公共団体としては相当な財政的な負担をしていくといふことになるのであります。特に病院とかバス事業について、今までの年々の赤字の根源を除去するといふ自信が自治省としてはありますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 病院事業につきましては、それほど金額的に大きいものではございませんし、診療報酬も昨年改定されたわけでございますので、その心配はいたしておらないわけでありまして、交通事業につきましては、

○政府委員(奥野誠亮君) 従来は、純粋な公営企業を対象として、この法律を規定しておつたわけでありまして、今回の改正で準公営企業、そういうものについても公営企業経営を採用していきたい、こういうふうなことになつたわけでございます。そういうものと、そういう準公営企業——病院事業でありますとか下水道事業とかいふものにつきましては、ときには当然一般会計がその経費の一部を分担するという性格のものもあるわけでありまして、そういうものと、公営企業法を貫いておりまして、独立採算の考へ方をどれか一つにまとめまして、それと、それ以外の規定と分ける必要がある、独立採算の規定は準公営企業——今回これに取り入れようとしております下水道でありますとか病院事業でありますとか、準公営企業には適用しない。しかし、一般の公営企業には当然それが適用になる。そういうことをはっきりさせなければならぬわけであらう、こういう必要に迫られたわけでございます。そこで、十七条を分解いたしましたとして、独立採算の規定を十七条の二としてまとめ、従来の十七条の二にありました、独立採算の規定以外のものは他のほうに持つていくというふうなことに改めたわけでございます。

都市の交通事情は、年々自動車が増え、したがって運転が悪くなつてくる。こういうふうな面もございまして、ある程度料金にはね返つてこなければならぬし、また料金にはね返るばかりでなく、どちらかといひますと、軌道を除去して地下鉄に吸収するといふ面もあらうと思ひます。やはり根本的には都市改造を中心に考へていかなければならぬのじゃないか、こういうふうな気持ちを持つておられるのであります。企業自体で問題を解決するといふことではなしに、都市経営の面から考へて直して考へ直していかなければならぬのじゃないか、こう思つておられるのであります。

ただ御参考に申し上げますと、大都市のバス事業の料金改定——二年越しの間隔がまだそのままになつておるのであります。都市のバス料金がきまらずして、その間に國家公務員の給与改定が八割行なわれておられます。それから燃料費が八割ぐらい高騰して参つておるのであります。いろいろな事情があるわけでございます。都市の交通事業の赤字は、もちろん経営者の努力、あるいは合理化の熱意に大きく訴えていかなければならぬと思ひますが、同時にこういう料金問題があることを御理解いただきたい、こう考へておるのであります。将来ともなお路面交通の事情というものは私たちが悪化していかだらうと思ひます。これはやはり立体交差を積極的に進めていくか、もつと地下鉄に力を入れていくか、というふうなことをやらなければならぬと思ひます。全体的な面から考へていきまして、赤字をそのままほうつて置い

○沢田一精君 「災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合においては、予算の定めるところにより、一般会計から特別会計に補助をすることが出来る」と、この規定があるわけなんですね、「災害復旧その他特別の理由」というのは——主として「その他特別の理由」というのは、どういふふうな理由をお考えになっておられますか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在、たとえ東京は地下鉄事業の会計に一般会計から毎年二十億ずつ出資をしていくわけでございます。また、東京都が持つております営団債につきまして利子補給を行なっておるわけでございます。地下鉄事業につきまして減価償却費を全部料金に転嫁するということ、今の地下鉄の建設事業費から見ても、かなり無理があるようにございまして、都民の足について支払いを求めるといふ程度を限度を考えていかなければなりませんので、料金を押さえるというわけで、その分を一般会計で持たざるを得ない。バス料金なり路面電車の料金なりと、あまり大きな開きのないような料金をきめるといいたし、どうしても一般会計である程度持たざるを得ない。そういう場合には、一般会計からその企業会計に補助をするという必要が生じてくるわけでございます。現在は利子の一部を補助するといふような形で処理されておることも多いわけでございます。名古屋市が一般会計から名古屋市の地下鉄事業につきまして利子負担の一部を補助するということを行なっておりますが、そういうことを考へておるのでございます。

○沢田一精君 今もちょっと御答弁がございましたが、何と申しますか、国の物価政策で、特に料金を低廉に据え置く必要がある。そういうような場合も「その他特別の理由」ということの中に包含してお考えになっておるわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 国の特別の政策というよりも、住民の全体の立場から考えまして、一般会計である程度のもつたほうがよろしいという場合があれば、それは一般会計から当該企業の特別会計に繰り入れをしてよろしい、こう考へておるわけでございます。

○沢田一精君 交通事業一つ取り上げてみても、一般の私企業、これはまあ東京都内の私鉄やバスのことをお考へになつてもいいわけなんですけれども、必ず私企業というものは、そういう本来の交通事業のほかに補完的な付帯事業というものも相当なものが例だと思つて、本来の交通事業それ自体によりましては、たゞ若干の赤字が出て、補完的な事業をあわせ行なうことによつて、一つの企業としての採算がとれていくというふうな場合もままあると思つて、そういう点、同種の企業でありまして、私企業と公営企業というものは異なつた面があるわけなんです、今、お話がございましたように、にもかかわらず、公営企業としては、やはり一般住民に対するサービスという点から料金を低く押さえていかなければならぬということになりまして、相当困る、あるいは当該地方公共団体も、公営企業の将来にわたつて育成補助の施策を確立していかなければ、なかなか公営企業全体として

しての将来というものは危殆に瀕するのじゃないかというふうな気がするわけなんです、今度、再建整備措置要領というものも出されました、そうしてこれにもありますように、困つても必要な補助をするのだというふうなことが書かれておるようでございますが、具体的に困つては、地方公営企業のそういう将来の育成強化について確固たる方針をお持ちになつておるのであらうか、持つておられるとすれば、具体的にどういふ措置を今後とつていかれようとするのか、御説明をお願いしたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方公営企業の種類によりまして、全く独立採算を置いていく、むしろ、ある程度の剰余を出して一般会計にそれを積み込んでいって、一般会計の面で住民全体の福祉に還元していきというふうなことも可能なものもございまして、また公営企業から若干われわれのいう準公営企業ということになりまして、当然一般会計がある程度補助をすることを最初から期待をしていくという性格のものもあろうかと思つてございまして、一例を申し上げますと、地方公共団体が今日発電事業をかなりやつておるわけでございます。発電事業をやつたために、一般会計が幾らかの補助をするというところは全然例がございまして、毎年若干のむしろ利益をあげておるというものが普通でございまして、従来からいいますと、公営企業の範疇に属しながら、なお一般会計がある程度補助しなければならぬ、その顕著なものには私は地下鉄だ、こう考へておるわけでございます。地下鉄事業につきまして、当該団体の一般会計がある程度の補助をする、出資の形

で援助をしたり、あるいは利子補給の形で援助をしたり、援助の形態はいろいろございます。国におきましても昨年からでありましたか、ことしからでありましたか、地下鉄事業に對しては利子補給することになつたわけでございます。帝都高速度交通営団、それから東京都や大阪市や名古屋市の地下鉄事業についても利子補給をしていくわけでございます。私たちが今回財政援助の方法としてどういふと立っていただくべきは、再建計画をちゃんと立てていただくべきは、政府の低利の資金の融通のあつせんをしていきたい、これが中心でございまして、将来しかし、その再建に對しては一般会計が相当の補助をするという場合に、その一般会計に對して特別交付税制度の運用によつて援助をするということも考へられるだろう、こう思つておるわけでございます。

○沢田一精君 まあいろいろ細部におたりましては問題があるかと思つて、次に御尋ねたいかと思つて、これは、地方公営企業というものは、あくまで企業として一体的に、合理的に、やはり運用をはかつていくべきものだと思つておるわけですが、困の制度を見ました場合に、それぞれの面で所管が関係各省にまたがっておるというふうな点で、実際問題として非常に健全な、あるいは機能的な公営企業の発展というものを阻害しておる向きがあるのじゃないかと思つておるわけなんです。たとえば、交通事業関係では、軌道は軌道法の規定によりまして運輸省が関与してくる、水道は水道法がある、あるいは病院経営につきましては、厚生省が主としてタッチをしてい

く、そういうような向きで、自治省としては非常に地方公営企業としての一体的な、合理的な指導という面でやりにくい面がたゞさんあるのではなからうかと思つておるわけですが、その辺は現在までのところ、どういふふうな連絡調整と申しますか、各省間におつりになつておるのか、あるいはその間において不都合がなかつたのか、その辺をお伺いしたいと思つておるわけでございます。

○政府委員(奥野誠亮君) 公営企業が、その対象によりまして関係省間にまたがつて所管されておるということはそのとおりでございます、その結果、若干の不都合が生ずるといふことももちろんございまして、しかしながら、それぞれの専門の部局があつて、積極的にそれぞれの指導をしていく。しかしそれだけじゃ十分でない面を、自治省が地方公共団体の財政その他について責任を持つておるわけで、その立場から力を合わせていくという姿において運営されていきますならば、今申し上げました欠陥は十分補われるのじゃないか、こういうふうな気持ちでやつて参つておるわけでございます。

従来例の若干の例について申し上げますと、病院財政のことを心配をいたしまして、地方公共団体の病院の財政についての調査会のようなものを設けまして、そこには厚生省の人にも入つてもらい、私たちが入り、また病院の経営者も入つて、一つの方針を検討したことがございます。あるいは下水道の財政問題につきましては、自治省、建設省、厚生省、そして自治体の人たちも入りまして、下水道財政についての研究会を持つたこともございました。そういうふうな研究会から一つ申答が

出されますと、それにのつとつて関係各省も運賃の指導に当たつていくというふうな努力をいたしておりますので、現在のところ一つの企業の所管が各省にまたがっているために、いろいろ混乱を起しているというほどのことではないのじやなからうか、むしろ今申し上げましたような方法をすることにおきまして、それぞれの持ち場持ち場において力を合わせながら、その企業の発展をはかつていくということによって相当の成果をあげていくという見方もできるのじやなからうか、こう考えているわけでございます。

○沢田一精君 公営企業といえども企業であります以上は、一番根本的な問題は、料金がどういふ格好で定められていくか、これが運営上は非常に大きな問題だと思つておられます。たとえば電車にしても、バスにしても、陸運事務所あるいは陸運局に運賃をして、そしてそれが運輸大臣に上がつてきて、運輸審議会というものの議を経て原則的に定められると思つておられます。その過程において地方公営企業を所管する機会というふうなものがあるわけなんですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 旧内務省時代におきましては、地方公営企業の料金についての許可権限を持っていたわけでございます。それをむしろ地方公共団体の住民の決定にゆだねるべきだということで一切許可はいらぬということになりました。従来をいうものについて各省も同じように許可権限を持っておつた、その各省の許可権限だけが残つておるのが現状でございます。言いかえれば

自治省も、地方公共団体の企業の料金というところでそれにある程度関与するといふ言ひ方もできないわけじやございませぬけれども、むしろそういうものは自治体の任意にゆだねるべきだといふ考えに到達したわけでございます。そういうことで現在ははずしておるわけでございます。しかし、他の面で関係各省が料金の許可権限をなお保留しておる、その大きなものが都市交通の料金だと思つておられます。まして、都市交通の料金だから都市の住民にゆだねたらいのじやないかという考え方も、ひとつ成り立たぬわけではなからう、こう私たちが考えるわけではなからう。しかしながら今、とにかく運輸大臣の認可になつておるわけでございます。運輸審議会もあるわけでございます。料金問題がいろいろ議論されます場合に、関係各省を通じて、自治省の意見を反映していくというのをやつていく程度でございます。権限的に自治省がそれに加つていくというよりは、今までのところは、今までの

○沢田一精君 今のお尋ねを裏から申しますと、結局たとは電車とかバスの料金決定について、政府として一般の私企業と異なつた扱いを公営企業の面でおこなつたかどうかということなんです。公営企業の場合も、私企業と全く同じような料金の決定の仕方を政府として今おとりになつておるかどうか、あるいは公営企業については何らか私企業の場合とは違つた決定の方式を採用しておられるのかどうかということをお尋ねしておるわけなんです。

○政府委員(奥野誠亮君) 形式的には全然違ひはございません。実質的にはこれは料金認可の仕事を扱つておるころの人たちの考え方によつていろいろ違つてくると思つておられます。今日のようには物価問題のやがましきときに、公営だから多少しわ寄せをしてもやむを得ないじやないかという考え方が出ていないとも限らない、こう私たちが推察するわけでございます。

○沢田一精君 異なつた取り扱いには原則的にしておらないとお答えなんですけれども、私企業におきましては大体原価主義というものが中心になつて、料金がはじき出されておるのではないかと思つておられます。この原価主義——原価主義という言葉の中にはいろいろのニュアンスはあろうと思つておられます、その原価主義というものが公営企業の料金の決定の場合にも適用されるのであるかどうか、あるいは公営企業の方がゆえに一部修正されるか、それのような考え方でも修正されるか、その辺についてお伺ひしたいと思つておられます。

○政府委員(奥野誠亮君) 公営企業であります限りは、原価主義であるべきだと思つておられます。今、物価問題に例をとつて申し上げましたように、公営の方がゆえに一般会計である程度持つてもらいたい、したがつて料金は上げないようにしたいというふうな動きは多分ございまして、現在バス料金の値上げが二年間そのまま据え置かれておることについては、いろいろもの見方はございまして、例を他のところにとつて申し上げますと、工業用水道の料金につきましては通産省では、料金を押えまして、反面一般会計からさらに補助をしてくれるような要請を繰り返して行なつておられるようにございまして、

こういふものにつきましては、私企業でないために、むしろ料金を押えていきたいというふうな考え方がたぶんに出ておる一例だと思つておられます。

○沢田一精君 今のお答えで、公営企業といえども料金はやはり原価主義を建前にするといふふうな御答弁であつたかと思つておられますが、先ほど申し上げました、自治省が最近お出しになつた「地方公営企業再建整備措置要領」というのを見てみますと、料金については何れ触れておられない、これは先ほど来申し上げましたように、料金がどういふ推移になるかというところが、やはりこの公営企業としての再建整備を将来促進する上について非常に重要な問題だろふと思つておられますが、その点について何れ触れておられないというのには、どういふわけなんでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 採算のとれ料金でやつていかなければならぬというところは当然のことでございます。法律にもそのことは明記してあると思つておられます。したがつて、あえて私たちが再建計画を立てます場合に、それに触れなければならぬというふうには思つていないわけでございます。ただ、先ほどもちよつと申し上げましたように、私たちがねらつておる財政再建の対象というのは、病院と交通事業が中心でございます。病院というところから交通事業というところと料金、これは運輸大臣の認可になつておられます。診療報酬につきましては交通料金につきましては、今の物価事情をめぐりまして、あるいはまた、国の財政支出の問題をめぐりまして、非常

にむずかしい事柄に属するわけでございますので、そういう意味であえて触れなかつただけのことでございます。

○沢田一精君 先ほど来申し上げておられますように、料金決定について、私企業と何らか異なつた措置をとる必要があるのではなからうかという感じがするわけなんです。関係各省に対しては制度的に改めるべきところは改めて、自治省としてもう少し積極的に関与していく、そういうことによつて公営企業の健全な発展をはかるといふお考えはございませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話ともつともな点だと思つておられます。将来よく考えていきたいと思つておられます。ただ、都市交通のような場合には、ある程度地域住民にゆだねられないであらうかというくらいの方を思つておるわけでございます。一般的に料金の規制を強化するというよりも、むしろ公営については料金の規制をゆるめるという方向が望ましいのじやなからうかという感じを持つておるわけでございます。いずれにいたしましても、料金問題につきましては自治省が積極的に健全な運営が営まれるように努力をしていくということは必要だと思つておられますので、検討していきたいと思つておられます。

○小林武治君 今の、たとえば東京都以下のバス事業が非常に赤字で値上げを申請しておるが政府は許さない。しかも経済企画庁等は、人件費が非常に民間企業に比べて高いと、したがつて、これについてある調整でもしなければ許さないというふうなことを言われておられますが、この問題につ

いて自治省はどんな考えを持っておるか、また、何にもこれについては、あなたのほうは発言しておらぬのだからか、その点どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 大都市のバス料金の改定の問題につきましては、繰り返し経済企画庁とも話し合いをいたしておるわけでございます。当初、人件費の問題を経済企画庁から持ち出しましたことは、これは事実でございます。また私たちが、大都市のバス経営につきましては人件費のあり方について自治体に再検討してもらいたい、こういう希望を持っておりまして、またそういう申し入れをしております。ただ、それだけで解決される問題ではないということも繰り返し指摘して参っているわけでございまして、今日では企画庁はおそらく、そのために料金を改定しないだということも持っているではないかと存じます。全く私たちは現在の物価問題の推移から来る問題だと、こう考えているわけでございまして。

○小林武治君 私、前にも沢田さんが言われたように、交通事業などはなるべく、特別な大投資を要するもの以外には私企業にまかしたらどうか、こういう考え方をしておりますが、しかし、現在ほとんどの場合やっておりますが、非常な赤字で困っていることが事実なんです。それをただ押えるというよりは、それは適当ではないかと、あなたのほうは何か経済企画庁なり運輸省なり、文書でも出しておるか、ただ話し合いをしておるだけなのか、それからまた、こういう事態をいつまで放置しておくつもりか、そういうふうな見通しは持っていますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 非常に率直に申し上げますと、運輸省と自治省との間では、運輸省は昨年中に認可をするという約束でございました。経済企画庁との間でことしに入りましてから問題が出て参ったわけでございまして、認可したいということになつて延びて参つてきているわけでございまして、経済企画庁に對しましては文書で、自治省はこういう考え方をしているんだというところを明らかにいたして参つてきているわけでございまして、その後さらに、公共交通の財政問題を調査するというところ、自治省、運輸省、経済企画庁、それからまた自治体の交通関係者、さらに大学の学者先生たちも加わつておりました。調査会を設置して参つておるわけでございまして、そのことと料金改定の問題とは全く別個の問題だということで、繰り返し私のほうでは経済企画庁にも申し入れをしていくわけでございまして、料金改定を一日も早く自治省としてやつてもらいたいという考え方をもち参つて参っておりますし、その考え方は明らかにしているつもりでございまして。

○小林武治君 今の公營企業の財政状況というものは、自治省でもお調べになつておるとおっしゃるが、その点はどういうふうな状態でおるのですか。今、借入金でやつておるのか、あるいはほかのことに、一般会計からの調整というふうなことをやつておられると思つておるが、こういう状態でもつてまだやつていけるのかどうか。要するにこれは事業ですから結論を出てくると思つておる、調べればね。だから、どういふふうな赤字状態でおつて、こんな状態

が一体いつまで続けられるのかというよりな事柄について何か調べておるかどうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 最近特に赤字が顕著になつて参つたわけでございまして。したがつて参つて、企業としてはある程度の借入金を持つておるわけでございまして、結局は減価償却による資金留保が十分計上できない、言いかえれば資産の食いつぶしをしていくというふうな形になつておる、これがまあ実態でございまして。たしか公營企業の赤字全体で六十億ぐらになつておる、こう考えておるわけでございまして。

○沢田一精君 今小林先生からのお話がありましたが、たとえば交通事業なら交通事業を取り上げてみましても、先ほどからお尋ねしておりましたように、このバス料金といつたようなもの、どうかどういふふうな根拠なしに、単にいかという確たる根拠なしに、単なる、そのときどきの物価政策というふうな問題でばかされていく。しかもそれが、自治省があまり関与しないというふうな姿で、関係各省のそれぞれの考えでやつていくというふうな状態になつておると、公營企業の将来というものは、非常におぼつかないのじゃないかという気がするわけです。しかも最近、地方の実情を見ておきますと、公營企業として行なうべきような種類の事業を、たとえば公社方式であるとか、あるいは協会の方式であるとか、そういうこととほとんど範囲が拡大されていく傾向がある。これはまあ一面におきましては、地域開発の促進というよりなことで、けつこいな面も確かにあると思つておるけれども、そういうふう

りに企業的な面に手を伸ばし過ぎていく。しかも、それから上がつてくる料金等、今申し上げたように確たる方針がないということになりますと、今後やはり相当一般財政あたりからつぎ込んでいかなくてはならぬ。そうなりますと、先ほど当初から心配して参りますように、地方公共団体として当然やらなければならぬ一般的な行政作用というものが非常に阻害される。あるいは逼迫をされるという結果になるのじゃないかと思つておるわけなんです。そういう意味からしても、この辺でまあ原価主義なら原価主義でもけつこうでなければ、あるべき料金の姿というものを、それぞれの業種について自治省としてもやはり指導的な立場で関係各省と折衝をされて、一つの方針を見出されるという必要があるのじゃないかと思つておるわけなんです。かがでしようか。

○政府委員(奥野誠亮君) 料金につきましては、地方公營企業法の二十一条の二項に、「公正妥当なものでなければならず、且つ、これを決定するに當つては、地方公營企業の収支の均衡を保持させるに適切な考慮が払われなければならない」といふような規定の仕方をしていただいております。公營企業の料金につきましては、特に強い規制をしていただいております。病院関係の料金問題と交通事業関係の料金問題、これが中心であろうと思つておる。そのほかにつきましては、特に強い関与をしていくというのは、あまり例がないのじゃないだろうか、これ繰り返し申上げますように、民営の競争企業として十分成り立つて

いつて、それはそれなりに健全な発展を遂げているその中に、地方公共団体がただ割り込んでいくというところは避けなければならぬと思つておる。また、そういう例があまりないならばお教えをいただきまして、できるだけそういうことのないように、自治省として指導していくべきものだろう、こう考えておられます。大体において地方公共団体が関与していくものについては、それはそれなりに事情があるのじゃないか、どうか、これは考えておるわけでございまして。ただ病院事業と交通事業は赤字に陥つておる所が多い。と申し上げて参つて、なおかつ、病院事業や交通事業が公營企業としてわれわれ適當なんだ、こう考えておられますゆえんは、一つは病院事業につきまして、私たちが客観的に病院は公營でやるべきであろう、こう思つておるわけでございまして。たとえは今日、進歩した器具がいろいろできて参つておるわけでございまして、そういうふうなものは個人の開業医でどこまでとのえられるだろうか、公營では基幹病院としてそういうものを積極的にととのえるべきじゃないか、ある場合には採算を度外視してもとのえるべきではないか、そういうことを、住民の面において非常に貢献をしていくべきではないか。こういう考え方を持つておるわけでございまして、したがつて私たちが病院事業を純然たる公營企業とは考えていない。準公營企業と呼んでおるわけでございまして、場合によつては一般会計がある程度負担をしてもいい。ただずるずる一般会計が赤字補てんをしていくというふうな姿の運営はよくない。

第二部 地方行政委員会記録第二十五号 昭和三十八年六月四日 【参議院】

当初からこの分は一般会計でもってや
る、この分は企業経営でまかなって
きなさいと、はっきり分相をきめて
営をきめていくべきである、こうい
うな考え方をとっているわけでは
ます。交通事業につきましては、私
たちは都市と都市を結ぶような交通
業を公営でやるべきだという考えは
いわけでございまして、都市内の交
は、これは都市経営と一体でなければ
ならぬわけだから、まあ公営のほうが
望ましいのじゃないか、こうい
考え方を持っているということをし
上げて参っているつもりでございま
す。

○沢田一精君 今お話がございました
ような公営企業のうちで、一番問題な
のは、赤字の面からはつきりしてお
りますが、交通事業と病院経営だと思
うわけなんです、その肝心な交通事
業と病院については、まあ特に料金の
問題等について今お話があったとお
りの状況で、そういう状況であれば
ほど、やはり将来の公営企業という
問題が残されるのじゃないだろうか、こ
う思うわけなんです。で、先ほど来い
ろいろとお尋ねをいたして参りました
けれども、たとえば、あるべき料金の
姿というような問題についても、単に
一般の民衆の人たちに参加してもら
て、そして適正な料金が——先ほど局
長の御説明では公正妥当な料金とい
うような、そういうお話があったわけ
なんです、なかなかかむずかしいだ
ろうと思ひます。原価計算というよ
うな技術が必要とするわけなんです
もう少しこの公営企業の料金という
ことについては、交通事業あるいは病

を含めて慎重にひとつ将来御検討
いただきたい。そうして、ただむやみに
会計年度一般会計から援助を受けな
ければやっていけないというよ
がないように、やはり一つの目安とい
うものはつきり——それはまあ毎年
一般会計から若干つき足すことは、こ
れはけっこうかもしれないけれど、
も、しかしそれが野放しになつてい
く。しかも、先ほど来御説明があり
したように、赤字のおもな原因が急増
する人件費にあるということでありま
すれば、国家公務員との関連上、やは
りこれは待遇改善というものが今後
引き続いて行なわれるとするならば、
これは非常に大きな問題だと思われ
なんでしょう。

で、私が申し上げたいことは、公
企業としては、先ほど来申し上げるよ
うに、やはり一定の限度があるのじ
なからうか。住民の福祉の増進とい
ことで絶対必要な、私企業にまか
おけないような仕事を選択して、そ
に對しましては確たる指導方針を立
て、あるいは料金というものを想定
も一つのありべき姿というものを
して、そうしてやはりはつきりした
営をやつていくと、そういうふう
導をしてもらわなければ困ると思
けなんです。また私企業と異なつた
成策というものを、関係各省とも
に公営企業の面については、よく
つ検討していただきたいと思われ
んですが、いかがでございませ
か。○政府委員(奥野誠亮君) 料金を、公
営企業を經營する自治体自身が
場合と、病院の診療報酬のように
ほうできめていく場合と、二様あ
かと思ふのであります。個々の自治

がきめます場合には、公営企業法の二
十一條を例に持ち出しましたように、
取支の均衡を保持すること、これが大
原則になつておるわけでございます
て、今後ともそう考えていきたいと思
います。ただ、純然たる公営企業と準公
企業、その間に若干の違ひはあろう
と思ひます。病院事業は、私たちが純
然たる公営企業と考えておるのではな
く、準公営企業と考えております。し
たが、いまして、こういう病院の財政を
どう經營していくかということにつ
ましては、先ほどちよつと申し上げま
したように、一応調査会を設けまし
て、そこで結論を出しているわけ
でございます。その結論に従いますと、病
院の建設は一般会計で行ない、病院
費は生み出していき、そうしますと、
従来は建設費につきましても病院関係
は借り入れをいたしまして、元金の償
還がどうして早く出て参ります。そ
れにまた利息がついて参ります。そ
を減価償却費にプラスして病院經營で
まかなつていくということになりま
す。相当多くの病院ではなかなかやれ
ない、赤字になつていくというよ
な傾向が多分にあつたわけございま
す。それで、これからは今申し上げま
すような考え方で、言いかえれば建
は一般会計で建てて病院に貸すんだ、
病院のほうでは減価償却費はちゃんと
經營で生み出していくんだ、こうい
やり方をしなさい、そういう範囲にお
いて病院が赤字であるか赤字であるか
見きわめていこう、こういふよ
式がある程度發揮させて参つたわけ
でございます。

交通事業につきましても、先ほど私
が触れましたように、現在調査会を設
けまして、今検討している最中ござ
います。また、その答申が出てお
せんけれども、たとえば地下鉄事業で
ありますと、道路が幅狭してきたから
地下鉄に移行せざるを得なくなつたわ
けでございます。道路を広げるか、あ
るいは二段階の道路にするか——そ
なことよりも、地下鉄を作らせて、そ
のかわり道路を作る費用を地下鉄に援
助してやる、そういうような考え方も
出てくるわけでございます、今の料
金の決定のあり方なり、あるいは財政運
營のあり方なりについて、確たる方針
を示していかなければならぬんじ
ないかという御意見、私は全く同感で
ございまして、そういう方向に努力し
るつもりでございまして、ただ、交通事
業は赤字を出しているから、それだけ
公営がよくないんだ、こういう考え
方がありますならば、それは私たちが
でありまして、それは一般企業がある
程度援助しても、その企業を存立さ
していく必要がある場合も多々あるん
じやないか、こういうような考
方を持っているわけでございます。い
づれにしても、お説に従いまし
料金のあり方なり、あるいは經營の方
針なり、そういうものについて、そ
ぞれの企業についてもつと明確に指導
して参りますように努力をしたいと思
えております。

○政府委員(奥野誠亮君) 財政再建計
画を立ててもらふことが根本でありま
すけれども、その財政再建計画の中
には、今お話のありました料金問題
がある場合もございまして、あ
るいは職員の配置転換の問題があ
る場合もあつたように、いろいろ
内容があらうかと思ひます。その内
容に従ひまして、また一般会計から貸付
をするとか、あるいは一般会計から補
助をするとかということもあらうと思
います。そういう場合に、まず赤字企
業の資金について必要な政府資金を
あつせんする、同時に、一般会計がそ
の赤字企業に援助いたしました場合
に、その一部を特別交付税でもって当
該団体に援助するといふようなことも
あり得ると思ひます。また、企業
の建設面につきましても、たとえば路面電
車をトロリー・バスに切りかえるん
だ、それについては相当の資金が必要
なんだ、そういう意味の地方債を許可
し、資金のあつせんをするといふこと
もあらうかと思ひます。多分、そ
ういふことも含めまして、多方面から
協力をして参りたい覚悟をいたして
るわけでございます。

○秋山長造君 関係資料をもらつて
るのですが、これは今沢田さんもし
りに言つておられた「再建整備措置要
領」ですか、そういうものだと、そ
れから収支の状況——三十六年度の決
算でございませうか、今一番新しいのは、
簡単なものでいいのですが、公営企業
の収支の状況がわかるような、そ
ういふものも、こういうものをせつ
か作られるなら、やはりあわせて提供を

てもらいたいと思うのですが、これはあさっていただけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話の資料を提供するようにいたします。

○委員長(石谷憲男君) 本日の審査は、この程度にいたしたいと思ひます。次会は、六月六日(本曜日)午前十時より開会の予定でございます。本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

五月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法等の一部を改正する法律案

地方自治法等の一部を改正する法律案

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百八十一条第二項を次のように改める。
特別区は、第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までに掲げるようなその公共事務及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされている事務のほか、第十三号から第二十号までに掲げる事務のうち法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務並びに第六号及び第二十一号に掲げる事務を処理する。

一 小学校、中学校及び幼稚園を設け、及び管理し、並びにこれらに関する教育事務を行なうこと。ただし、教育職員

の任用その他の身分取扱い、教育課程及び教科書その他の教材の取扱いに関するものを除く。

二 公園、運動場、広場及び緑地を設け、及び管理すること。

三 図書館、公民館、体育館及び公会堂を設け、及び管理し、その他社会教育に関する事務を行なうこと。

四 福祉に関する事務所及び民生委員推薦会を設け、児童福祉施設、公益質屋、宿泊所及び生活館を設け、及び管理し、その他社会福祉に関する事務を行なうこと。

五 国民健康保険を行なうこと。

六 保健所及び優生保護相談所の施設の管理に関する事務で政令で定めるものを行なうこと。

七 診療所及び公衆浴場を設け、及び管理し、その他保健衛生に関する事務を行なうこと。

八 街路橋及び道路の照明施設を設け、及び管理すること。

九 公共溝渠を管理すること。

十 小売市場を設け、及び管理すること。

十一 産業の振興助成に関する事務を行なうこと。

十二 身分証明、印鑑証明及び登録に関する事務を行なうこと。

十三 生活保護、身体障害者福祉、精神薄弱者福祉、旅行病人及び行旅死亡人の取扱い、兜春防止並びに老人福祉に関する事務を行なうこと。

十四 伝染病予防、トラホーム予防及び寄生虫病予防に関する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

十五 清掃に関する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

十六 道路を設け、及び管理すること。

十七 土地区画整理事業及び市街地改造事業を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

十八 防災建築街区造成事業及び防災建築街区造成に関する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

十九 建築基準行政に関する事務を行なうこと。ただし、政令で定めるものを除く。

二十 競馬を行なうこと。

二十一 次項の規定による都の条例により特別区に属する事務

第二百八十一条第三項中「第四項」を「次項」に改め、「特別区の議会その他学識経験を有する者等の意見を聴き」を削り、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、特別区の存する区域をもつて都の区域とみなし、市に関する規定を都に適用する。

第二百八十一条の二第四項中「前項」を「第四項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

特別区の区長は、第二項の規定によりその権限に属する保健衛生に関する事務で政令で定めるものを、政令の定めるところにより、都が当該特別区の区域内に設置した保健所の長に委任して行なわせることができる。

この場合において、保健所の長がした処分は、不服申立てに關しては、特別区の区長がした処分とみなす。

第二百八十一条の二第二項の次に次の一項を加え、同条第二百八十一条の三とする。

前項の規定により特別区の区長の権限に属するものを除くほか、特別区の存する区域においては、法律又はこれに基づく政令の規定により市長が管理し、及び執行しなければならぬ事務は、都知事がこれを管理し、及び執行する。この場合においては、特別区の存する区域をもつて都の区域とみなし、市長に関する規定を都知事に適用する。

第二百八十一条の次に次の一条を加える。

第二百八十一条の二 特別区の議会の議員の定数は、六十人をもつて定限とする。

第二百八十二条第二項中「及び前条第二項(同条第四項)」を「並びに前条第二項及び第四項(同条第六項)」に改め、「特別区の見解を聴いて」を削り、同条第三項中「特別区の存する区域における都の事務の処理との」を「都と特別区及び特別区相互の間の」に改め、「処理について」の下に、「その処理の基準を示す等」を加え、同条第二項の次に次の二項を加える。

都は、前項の条例に基づいて必要な措置を講じたときは、政令の定めるところにより、当該措置を自治大臣に報告しなければならない。

自治大臣は、必要があると認めるときは、第二項に規定する条例又は前項に規定する措置について必要な助言又は勧告をすることが出来る。

第二百八十二条の次に次の一条を加える。

第二百八十二条の二 都及び特別区の事務の処理又は都知事及び特別区の区長の権限に属する国の事務の管理及び執行について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

第二百八十一条第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定による条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見をきかなければならぬ。

前二項に定めるもののほか、都区協議会に關し必要な事項は、政令で定める。
 第二百八十三条に次の二項を加える。

他の法令の市に關する規定中第二百八十一条第二項第十三号から第二十号までに掲げる特別区に屬する事務に關するもの及び第二百八十一条の三第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により特別区の長、委員会又は委員の権限に屬する事務に關するものは、特別区にこれを適用する。

前項の場合において、都と特別区又は特別区相互の間の調整上他の法令の市に關する規定をそのまま特別区に適用しがたいときは、政令で特別の定めをすることが出来る。
 附則第十七条を次のように改める。

第十七条 削除
 (地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百六号)の一部を次のように改正する。

附則中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十一項までを一項ずつ繰り上げる。

(地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部改正)
 第三条 地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法

律第六十二号)の一部を次のように改正する。
 第五十九条を次のように改める。
 (都に關する特例)

第五十九条 都の特別区の教育委員会の所管に屬する学校の教育職員の任用その他の身分取扱い、教育課程及び教科書その他の教材の取扱に關する事務は、都の教育委員会が処理する。
 2 前項の規定により都の教育委員会がその事務として処理する事項のうち、第三十三条の規定により教育委員会規則で定めるものとされているものについては、都の教育委員会規則で定めるものとする。

(公益質屋法の一部改正)
 第四条 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
 第一条第一項中「市町村」を「市町村(特別区ヲ含む以下之ニ同じ)」に改める。

(児童福祉法の一部改正)
 第五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「特別区に於いては保健所長を経て都知事に」を削り、同条第二項中「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

第二十条の二第一項中「市長」の下に「若しくは特別区の区長」を加える。

第五十九条中「第二十一条の四の規定によつてした処分」の下に「特別区の区長が第二十条の二の規定によつてした処分」を加える。
 第七十一条を次のように改める。
 第七十一条 削除

(身体障害者福祉法の一部改正)
 第六条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
 第十二条中「(特別区を含む)」を削る。

(社会福祉事業法の一部改正)
 第七条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
 第十三条第一項中「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び特別区」に、「市及び」を「市、特別区及び」に改める。

第十四条第二項中「市町村長」を「市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」に改める。
 第十五条第二号中「市」を「市(特別区を含む。以下同じ。)」に改める。

第二十条中「市町村」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」に改める。
 第五十七条第一項中「(特別区を含む。この章において以下同じ。)」を削る。

別表を次のように改める。

別表

特 別 区	都 道 府 県	分	
		区	福祉地区の数
地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市	その他の区域	地方事務所又は支庁(道にあつては支庁出張所を含む)の管轄する区域	地方事務所又は支庁(道にあつては支庁出張所を含む)ごとに
		その他	おおむね人口十萬ごとに
特別区	その他	おおむね人口十萬ごとに	おおむね人口十萬ごとに
		おおむね人口十萬ごとに	おおむね人口十萬ごとに

(精神薄弱者福祉法の一部改正)
 第八条 精神薄弱者福祉法(昭和十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
 第十四条中「(特別区を含む)」を削る。

(トラホーム予防法の一部改正)
 第九条 「トラホーム」予防法(大正八年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
 第三条第一項中「市長」を「市長トシ特別区ニ在リテハ区長」に改める。

第四条第二項中「市トス」を「市トシ特別区ニ在リテハ特別区トス」に改める。
 第十二条中「市ノ長」を「市ノ長又ハ特別区ノ長」に改める。

(寄生虫病予防法の一部改正)
 第十条 寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「市長」を「市長トシ特別区ニ在リテハ区長」に改め、同条第二項中「市トス」を「市

トシ特別区ニ在リテハ特別区トス」に改める。

トシ特別区ニ在リテハ特別区トス」に改める。
 第七条ノ三中「市ノ長」を「市長若ハ特別区ノ長」に改める。
 (予防接種法の一部改正)
 第十一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「(東京都の区に存する区域にあつては保健所長とする。以下同じ。)」を削り、「東京都の区に存する区域の保健所」を「特別区」に改める。
 第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除
 (結核予防法の一部改正)
 第十二条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「(都の区に存する区域にあつては、保健所長とする。以下同じ。)」を削り、「都の区に存する区域及び」を「特別区及び」に改める。

に改める。

第十三条第三項中「都の区」の存する区域を「特別区」に改める。

第五十三條を次のように改める。

第五十三條 削除

第五十八條を次のように改める。

第五十八條 削除

(清掃法の一部改正)

第十三條 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「特別区」の存する区域にあつては、都を削る。

第六條第一項中「特別区」の存する区域にあつては、都、第九條を除き、以上同じを削る。

第七條第一項中「特別区」の存する区域にあつては、都知事。以下同じを削る。

(屋外広告物法の一部改正)

第十四條 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七條の二の次に次の一條を加える。

(特別区の特例)

第七條の三 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(建築基準法の一部改正)

第十五條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十七條の二」を「第九十七條の三」に改める。

第二條第二十一号ただし書中「指定都市の区域」を「指定都市又は特別区の区域」に改め、「同条第三項」の下に「又は第九十七條の三第三項」を加え、「指定都市の長」を「指定都市又は特別区の長」に改める。

第十一條第一項中「都の特別区」の存する区域においては、都以下本条において同様とするを削る。

第六十九條中「都の特別区」の存する区域においては、都を削る。

第七十條第二項中「特別区を含む。以下この章において同様とする。」を削る。

第六十條第九十七條の二の次に次の一條を加える。

(特別区の特例)

第九十七條の三 特別区においては、第四條第一項の規定によるほか、特別区の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、特別区が置く建築主事に適用があるものとする。

2 前項の規定は、特別区に置かれる建築主事の権限に属しない特別区の区域における事務をつかさどらせるために、都が都知事の指揮監督の下に建築主事を置くことを妨げるものではない。

3 この法律中都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事たる特定行政庁に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(道路運送法の一部改正)

第十六條 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二條第三項第一号中「都知事(特別区の区域に限る。又はを削る。」を削る。

(住民登録法の一部改正)

第十七條 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「市町村」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「道府県」に関する規定は、都に「道府県」に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に改め、「都吏員」との下に「市町村」、「市町村税」、「市町村たばこ消費税」、「市町村長又は市町村吏員」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」、「特別たばこ消費税」、「特別区長又は特別区所属の都吏員又は特別区吏員」とを加え、同条第三項中「市町村」の下に「及び特別区」を加える。

第七百三十四條第一項から第三項までを次のように改める。

都は、その特別区に存する区域において、普通税として、第四條第二項に掲げるものを課するほか、第一條第二項の規定にかかわらず、第五條第二項第二号に掲げるものを課するものとする。この場合においては、都を市とみなして第三條第二節の規定を準用する。

2 都は、その特別区に存する区域内において、第一條第二項の規定にかかわらず、都民税として次に掲げるものを課するものとする。

一 第四條第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するもの

二 第四條第二項第一号に掲げる税及び第五條第二項第一号に掲げる税のうち、それぞれ法人等に対して課するもの

3 前項の場合において、同項第一号に掲げるものについては、第二章第一節第一款(法人等)に対して課する道府県民税に関する部分の規定を除く。及び第二款の規定を準用するものとし、

同項第二号に掲げるものについては、同号に掲げる税をあわせて一の税とみなして、第三章第一節(個人に対して課する市町村民税)に関する部分の規定を除く。の規定を準用する。この場合においては、第二章第一節第一款及び第二款中「道府県」、「道府県民税若しくは道府県知事」又は「市町村若しくは市町村長」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税若しくは都知事」又は「特別区」若しくは「特別区長」と、第三章第一節中「市町村」、「市町村民税又は市町村長」とあるのは、それぞれ「都」、「都民税」又は「都知事」と、第三百二十二條第一項中「二千四百円」とあるのは「三千円(特別区に存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等の事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内に所在する場合においては、二千四百円)」と、同条第二項中「四千円」とあるのは「四千六百円(特別区に存する区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等の事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内に所在する場合においては、四千円)」と、第三百二十四條の六第一項中「百分の八・一」又は「百分の九・七」とあるのは、それぞれ「百分の十三・五」又は「百分の十六・二」と、第三百二十一條の八第十項中「法人税法第十條の三第一項の外国税控除限度額及び第五十三條第十項の控除の限度額で政

令で定めるもの」とあるのは「法人税法第十条の三第一項の外国税控除限度額」と読み替えるものとする。

第七百三十四条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七百三十五条中「できる外、市町村が課することができ」を「できるほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第四項及び第五項第一号に掲げる」に改める。
第七百三十六条を次のように改める。

(特別区における特例)

第七百三十六条 第一条第二項の規定によつてこの法律中市町村に関する規定を特別区に準用する場合においては、第五条第二

- 一 市町村民税
- 二 固定資産税
- 三 軽自動車税
- 四 市町村たばこ消費税
- 五 電気ガス税
- 六 鉱産税
- 七 木材引取税

- 一 特別区民税
- 二 軽自動車税
- 三 特別区たばこ消費税
- 四 電気ガス税
- 五 鉱産税
- 六 木材式取税

とあるのは
消費税と、同条第五項中

- 一 都市計画税
 - 二 水利地益税
 - 三 共同施設税
 - 四 国民健康保険税
- とあるのは
水利地益税
共同施設税
国民健康保険税

昭和三十八年六月十日印刷

えるものとする。

2 第五条第四項の規定は、第一条第二項の規定にかかわらず、特別区に準用しないものとする。

3 特別区は、特別区民税として第五条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するものを課するものとし、これについては、第三章第一節(法人等)に対して課する市町村民税に関する部分の規定を除く。の規定を準用する。この場合において、第三百十条の規定の準用については、人口五十万以上の市とみなす。

4 第一条第二項において準用する第五条第三項の規定によつて特別区が課する普通税の新設及び変更については、都の同意を得なければならない。

5 特別区たばこ消費税の賦課徴収は、第一条第二項において準用する第四百六十七条の規定にかかわらず、都が都たばこ消費税の賦課徴収の例により、都たばこ消費税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。

6 都は、特別区たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の納付があつた場合においては、政令で定めるところにより、これを当該特別区に払い込むものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(旧東京都制の効力)

2 地方自治法附則第二条ただし書によりなお効力を有する旧東京都制第百八十九条から第百九十一条まで及び第百九十八条の規定は、改正後の地方自治法第二百八十一条第二項第十三号から第二十号までに掲げる事務及び第二百八十一条の三第二項に規定する特別区の区長の権限に属する事務に關しては、その適用はないものとする。(特別区の議会の議員定数の制限に關する経過措置)

3 特別区の議会の議員の定数の制限は、改正後の地方自治法第二百八十一条の二の規定にかかわらず、次の一般選挙までなお従前の例による。(経過規定)

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

五月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、行政書士法改正に關する請願(第二七四三号)

第二七四三号 昭和三十八年五月十七日受理

行政書士法改正に關する請願

請願者 東京都北区西ヶ原二ノ一 三日本行政書士会連合会内 清丸頼雄外一名

紹介議員 基 政 七 君
この請願の趣旨は、第二六四四号と同じである。

昭和三十八年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局